

第 1 5 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 平成 3 0 年 6 月 1 2 日 (火)

午前 9 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 6 月 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 議 事 日 程 変 更 案 に つ い て

月	日	曜	開 議 時 刻	会 議 名	摘 要
6	1 2	火	午前 1 0 時	本 会 議	<ul style="list-style-type: none">・ 会 期 の 決 定・ <u>政 治 倫 理 審 査 会 の 審 査 結 果 に つ い て</u>・ 諸 般 の 報 告 (行 政 報 告 、 事 務 報 告)・ 各 常 任 委 員 会 所 管 事 務 調 査 報 告・ 一 部 事 務 組 合 議 会 の 報 告・ 報 告 5 件 を 一 括 報 告 及 び 質 疑・ 議 案 5 件 を 一 括 上 程 、 説 明 、 質 疑 及 び 委 員 会 付 託

様式第 4 号 (第 6 条関係)

平成 30 年 6 月 11 日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 河崎 平男

審査結果報告書

平成 30 年 3 月 26 日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査の経過と附帯意見は別紙のとおりです。

調査請求の対象となった議員の氏名	杉本保喜
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 号
調査請求の対象となった事由の内容	1 公職選挙法違反容疑 2 市民への説明責任はどうするのか
審査結果	<p>山陽小野田市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 号に掲げる政治倫理基準に違反する行為が存在する。</p> <p>○理由</p> <p>杉本保喜議員は、自身の支持者が市議会議員選挙後に開催した慰労会に出席することが公職選挙法との関係でどうだろうかと感じながらも、慰労会の会費以上の負担をして出席した。その後、当該議員本人は書類送検されなかったものの、その慰労会に出席した支援者等 33 人が公職選挙法違反の疑いで書類送検されたとの記事が新聞報道された。そして、そのうちの 1 人が起訴され、19</p>

人が起訴猶予、13人が不起訴処分となった。

議員は、これくらい許されるのではないかというあまい気持ちを持って行動することはあってはならない。今回の行為は、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。」とする政治倫理基準に違反する行為があったと判断する。

政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、平成30年3月26日に市民から調査請求書の提出があり、同条例第6条の規定により、議長は、平成30年4月9日に審査会を設置し、次の8人の議員を審査会の委員に任命した。

奥良秀議員、河崎平男議員、河野朋子議員、笹木慶之議員、
長谷川知司議員、松尾数則議員、山田伸幸議員、吉永美子議員

2 審査の目的

平成29年10月1日執行の市議会議員選挙後に、杉本保喜議員の支持者が開いた慰労会に当該議員は出席した。その後、当該議員を除く出席者33人が公職選挙法違反で書類送検された。当該議員がこの慰労会へ出席したことが、政治倫理基準である市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないことに該当するかどうかについて、本条例に照らし審査するものである。

3 審査の経過

【第1回審査会】

平成30年4月9日（月）、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に河崎平男議員、副会長に山田伸幸議員が互選された。

その後の審査の進め方を協議した。

【第2回審査会】

平成30年4月16日（月）、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、調査請求者から事情の聴き取りを行った。

調査請求者から、調査請求書及び後に提出された申入書の内容について

の説明を受け、委員との質疑応答を行った。

【第3回審査会】

平成30年4月27日（金）、全委員出席のもと第3回審査会を開催し、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、杉本保喜議員から事情の聴き取りをした。

調査請求の対象となった事由の内容を1件ずつ当該議員に聴き取りを行った。

1 公職選挙法違反

- ・ 祝勝会に杉本議員はどこまで関わったのか
- ・ 4年前も同じような祝勝会を行っていたのではないか
- ・ 実際に杉本議員が負担した金額はいくらか
- ・ 杉本議員が負担した金額は寄附行為に当たるのではないか
- ・ 杉本議員は警察の取り調べを受けたのか
- ・ 杉本議員は起訴に至っていないが、合法との認識か

2 市民への説明責任はどうするのか

【第4回審査会】

平成30年6月5日（火）、全委員出席のもと第4回審査会を開催し、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査した。

冒頭に議長から、条例に規定はないが、仮に基準に違反する行為が存在するとの結論に至る場合には、議会又は杉本保喜議員が取るべき具体的措置を審査結果報告に意見として付してほしい旨の要請があり、審査会で承認された。

これまでの調査請求者及び杉本保喜議員からの事情の聞き取りに基づき、政治倫理基準に違反する行為の存否について全委員が意見を述べた。

その結果、杉本保喜議員は、支持者が市議会議員選挙後に開催した慰労会に出席することが公職選挙法との関係でどうだろうかと感じながらも、慰労会の会費以上の負担をして出席し、慰労会の出席者の1人が起訴されるということとなった。その行為は、議員の市民全体の代表者としての品

位と名誉を傷つけるものであるとともに、疑惑をもたれる行為であるとの理由により、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反するものであるとの委員全員の意見であった。

このことから、審査会において、県内他市の条例を参考に議会及び当該議員が講ずべき措置を協議した。その結果、議会の信頼を回復し、市民への説明責任を果たすという点から、「議場における杉本保喜議員に対する議長の注意」及び「議場における杉本保喜議員からの謝罪」を行うことで委員全員の意見が一致した。なお、議会の委員長などの職は、すでに辞任されているので、この2つの措置で良いとの発言があった。

次回の審査会において、杉本保喜議員に弁明の機会を与えることとした。

【第5回審査会】

平成30年6月8日（金）、全委員出席のもと第5回審査会を開催し、杉本保喜議員に弁明の機会を設けた。

その発言を聞いた上で、審査結果を協議した。

その結果、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号の政治倫理基準に違反する行為があったと決定した。

必要な措置については、市民からの意見を受け議員辞職勧告とすべきとの動議が出たが、賛成少数で否決された。その後、講ずべき措置として「議場における杉本保喜議員に対する議長の注意」及び「議場における杉本保喜議員からの謝罪」を全会一致で決定し、意見を付することとした。また、条例に具体的な講ずべき措置を規定するべきとの意見を付することとした。

審査結果報告書は、6月11日（月）に議長に提出する。

附 帯 意 見

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会は、杉本保喜議員に係る審査結果報告書を議長に提出するに当たり、次のとおり意見を付する。

1 議会及び当該議員が講ずべき措置について

議会の信頼を回復し、議員の市民への説明責任を果たすため、次の措置を講ずることが必要と考える。

- ・議場における杉本保喜議員に対する議長の注意
- ・議場における杉本保喜議員からの謝罪

2 本市議会議員政治倫理条例について

現在の本市議会議員政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合における議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

平成30年6月11日

議長 小野 泰 様

政治倫理審査会長 河 崎 平 男